

白川町保育所条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町規則第 1 6 号

白川町保育所条例施行規則等の一部を改正する規則

(白川町保育所条例施行規則の一部改正)

第 1 条 白川町保育所条例施行規則（昭和 6 2 年白川町規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保育所の定員) 第 2 条 条例第 2 条に定める保育所の定員は、次のとおりとする。 【表】 【別記 1 参照】 別表（第 1 0 条関係） 保育料基準額表 【表】（略） 備考 1 ～ 3 （略） 4 この表の 3 歳未満児とは、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の規定による保育の利用がなされた日の属する年度の初日において 3 歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度中に限り 3 歳未満児とみなすものとする。 5 ～ 8 （略）	(保育所の定員) 第 2 条 条例第 2 条に定める保育所の定員は、次のとおりとする。 【表】 【別記 1 参照】 別表（第 1 0 条関係） 保育料基準額表 【表】（略） 備考 1 ～ 3 （略） 4 この表の 3 歳未満児とは、児童福祉法 _____ 第 2 4 条の規定による保育の利用がなされた日の属する年度の初日において 3 歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度中に限り 3 歳未満児とみなすものとする。 5 ～ 8 （略）

【別記 1】

改 正 後

名 称	定 員
白川保育園	4 0 人
白川北保育園	3 0 人

黒川保育園	40人
佐見保育園	20人

改正前

名称	定員
白川保育園	40人
白川北保育園	30人
蘇原保育園	20人
黒川保育園	40人
佐見保育園	20人

(白川町一時的保育事業の実施に関する規則の一部改正)

第2条 白川町一時的保育事業の実施に関する規則（平成12年白川町規則第16号）の一部を改正する規則

改正後	改正前
(実施施設) 第3条 一時的保育事業を実施する保育園（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) (略) (4) (略) 別表（第11条関係） 一時的保育事業の実施による保育料等徴収基準額表 【表】 (略) この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による入所の承諾がとられた日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。	(実施施設) 第3条 一時的保育事業を実施する保育園（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 蘇原保育園 (4) (略) (5) (略) 別表（第11条関係） 一時的保育事業の実施による保育料等徴収基準額表 【表】 (略) この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による入所の承諾がとられた日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 【別記1】

【別記 1】

様式第 1 号（第 9 条関係）

一時的保育事業施設利用申請書

年 月 日

白川町長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

白川町一時的保育事業の実施に関する規則に基づき保育を受けたいので次のとおり申請します。

利用保育園名		☐ 白川 ☐ 白川北 ☐ 黒川 ☐ 佐見				
児 童	氏 名	生 年 月 日	年 齢	性 別	事 業 の 区 分	
			歳	男・女	☐ 非定型 ☐ 緊急 ☐ 私的	
家 族 構 成	氏 名	児 童 と の 続 柄	年 齢	就 労 の 有 無	連 絡 先(電話番号)	
			歳			
			歳			
			歳			
			歳			
希 望 理 由				緊 急 連 絡 先	氏 名	連 絡 先 (電 話 番 号)
保育を希望する期間		月 日～ 月 日(日間) 時 分～ 時 分				

※ 申請書に記載いただいた個人情報は、一時的保育事業の施設利用審査のために利用します。

(白川町保育の時間延長に関する規則の一部改正)

第3条 白川町保育の時間延長に関する規則（平成12年白川町規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実施する保育園) 第2条 保育時間の延長を実施する保育園は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> (対象児童) 第4条 保育時間の延長を認める児童は、白川町に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 同居の親族その他の者が、<u>昼間に居宅外で労働することを常態としている</u> _____とき。 2 (略)	(実施する保育園) 第2条 保育時間の延長を実施する保育園は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 蘇原保育園</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> (対象児童) 第4条 保育時間の延長を認める児童は、白川町に住所を有する者で、次の各号の一に該当するものでなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 同居の親族その他の者が、<u>白川町保育の実施に関する条例（昭和62年白川町条例第1号）第2条第1号に掲げる状態に該当するとき。</u> 2 (略)

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 【別記1】

【別記 1】

様式第 1 号（第 5 条関係）

延 長 保 育 申 請 書

年 月 日

白川町長 様

申請者 住所

氏名

白川町保育の時間延長に関する規則に基づき延長保育を受けたいので次のとおり申請します。

利用保育園名		☐ 白川 ☐ 白川北 ☐ 黒川 ☐ 佐見							
児 童 名		生 年 月 日	年 月 日			年 齢	歳	性 別	男・女
			年 月 日				歳		男・女
			年 月 日				歳		男・女
家 族 構 成	氏 名	児童との続柄	年齢	就労の有無	連絡先(電話番号)		主たる送迎者		
保育を希望する 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (日間) ☐ 午前 7時 分～ 8時 分 ☐ 午後 4時 分～ 時 分							
申 請 理 由						緊 急 連 絡 先	氏 名		電 話 番 号
事 業 所 の 証 明 欄		勤務者名(送迎者)							
		勤 務 時 間		午前 時 分から 午後 時 分まで					
		通勤に要する時間		時間 分程度必要					
		上記の児童の主たる送迎者の勤務先・勤務時間は事実間違いありません。 年 月 日 事業所 住 所 事業所名							

※申請書に記載いただいた個人情報は、延長保育の要否審査のために利用します。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。